

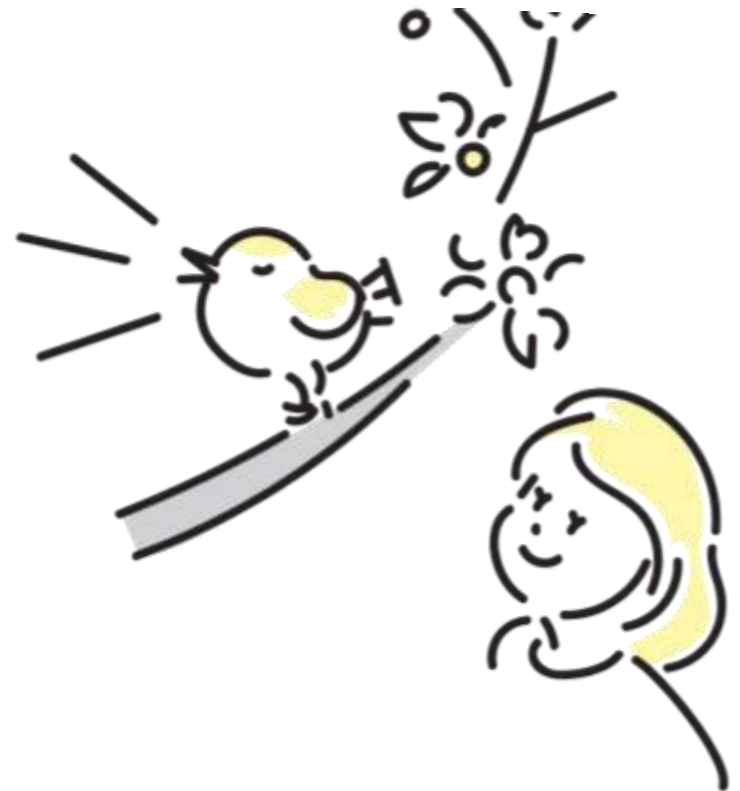
令和6年度 地域密着型サービス事業者等 集団指導

芦屋市監査指導課



-目次-

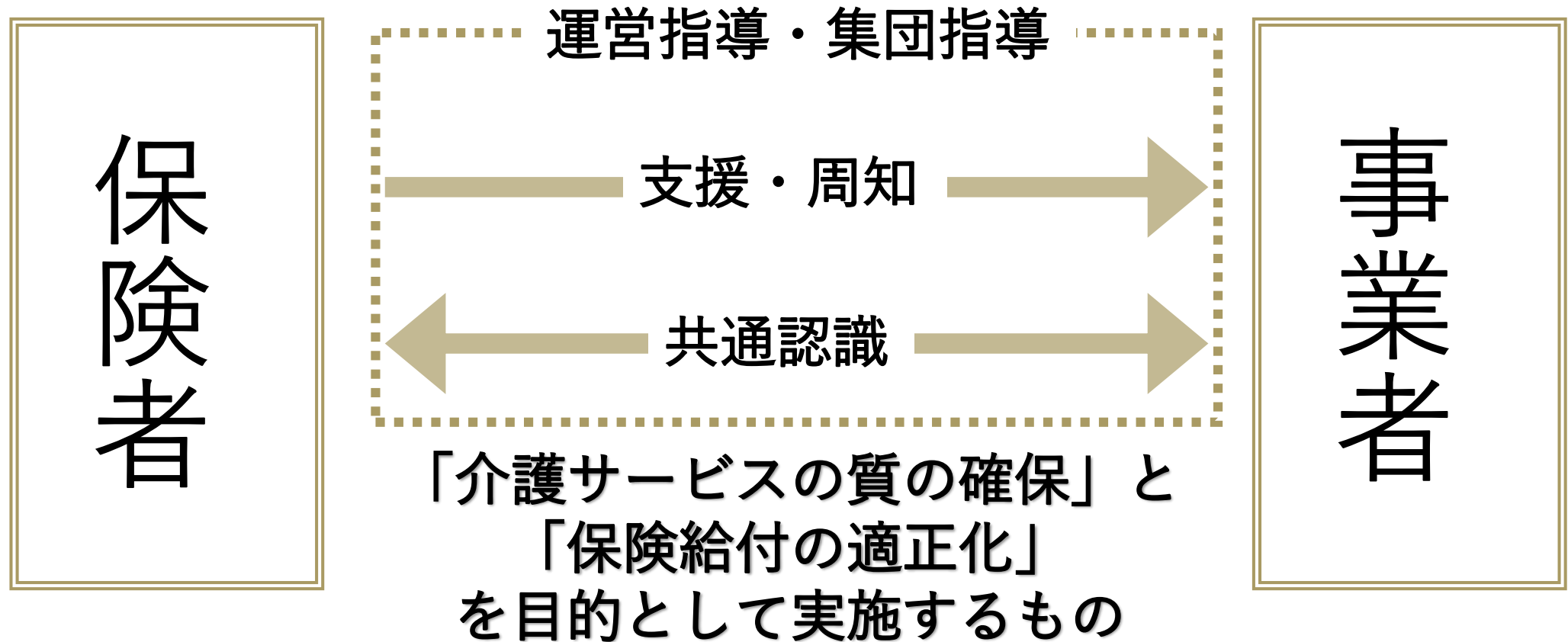
1. 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例
2. 身体拘束等の適正化について
3. 主な指摘事項について
4. 電子申請届出システムについて
5. 義務化された項目について
6. 注意事項



1 介護サービス事業者に対する 指導・監査、処分事例

1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

指導（介護保険法第24条）



1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

監査（介護保険法第78条の7）

著しい人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待、もしくはこれらの疑いがある場合に実施する

違反・不正が認められた場合

勧告

命令

効力の一部停止

効力の全部停止

指定取消

返還請求



1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

芦屋市における処分事例（令和6年度）

事業種別	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
行政処分の内容	指定の一部効力の停止6か月《令和7年2月1日～令和7年7月31日》 （新規利用者の受入停止・介護報酬請求上限7割）
処分理由	・不正請求：計画作成担当者を配置していない期間があったが、介護報酬を減算することなく不正に請求した。 ・法令違反：介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型共同生活介護において、地域密着型介護サービス費の不正請求が行われ、介護保険法に違反した。



1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

法令遵守について

運営基準や人員基準って何を守ればいいの??



指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7858&dataType=0&pageNo=1



芦屋市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

https://www1.g-reiki.net/ashiya/reiki_honbun/n700RG00001548.html



1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

業務管理体制の整備・届出について

介護保険事業への**新規参入時**、**区分の変更及び届出事項に変更**が生じた際に、遅滞なく**届け出る必要**があります！



区分		届出先
①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在		厚生労働省
②・事業所等が2以上の都道府県に所在する事業所のうち、法人（主たる事業所）が兵庫県に所在 ・事業所等のすべてが兵庫県内に所在（以下③④を除く）		
	ア）法人が神戸市以外の兵庫県内の市町に所在する事業者	県健康福祉事務所
	イ）法人が神戸市又は兵庫県以外に所在する事業者	県高齢政策課
③事業所等のすべてが政令市・中核市のいずれかの同一市内に所在		政令市・中核市
④地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が芦屋市に所在		芦屋市監査指導課

2 身体拘束等の適正化 について

2 身体拘束等の適正化について



今回取り扱う内容は
右記により詳しく記載されています！
ご一読いただき、職員間でも
ご周知いただきますようお願いいたします！



身体拘束廃止・防止の手引き



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

2 身体拘束等の適正化について

身体拘束とは、

「本人の行動の自由を制限すること」

緊急やむを得ない場合であっても、当人以外の者が本人に対して非常に強い権限を行使する重みを理解し、**本人の尊厳を守る**ために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。



2 身体拘束等の適正化について

車いすや椅子から転落しないように、Y字型拘束帯や腹ベルト、車いすテーブルをつける。

脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

チューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、ミトン型の手袋をつける。

すべて身体拘束等に当たるとされる具体的な例です！

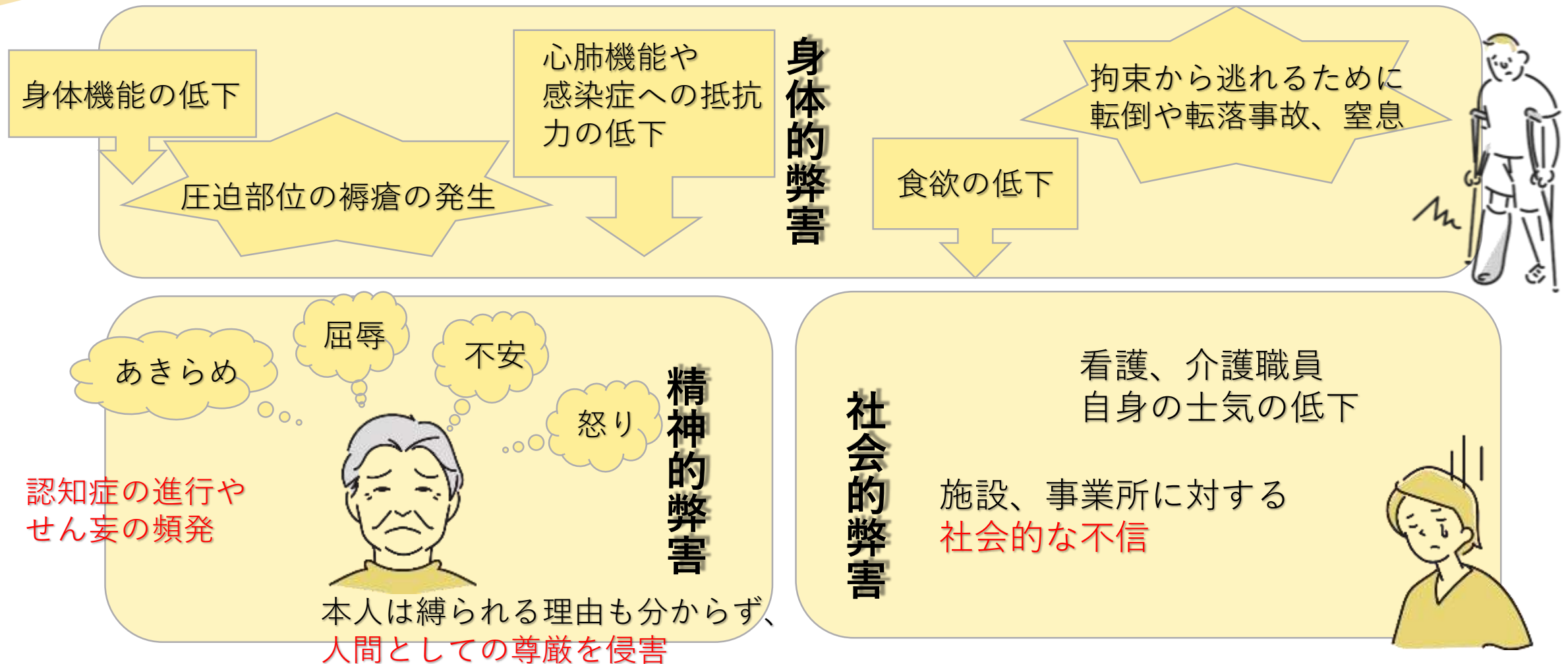
自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。

自分の意志で開けることのできない居室等へ隔離する。



2 身体拘束等の適正化について

身体拘束がもたらす多くの弊害



2 身体拘束等の適正化について

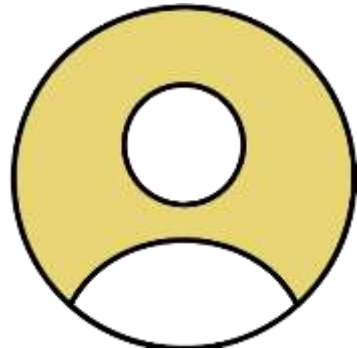
身体拘束廃止・防止に向けてなすべき4つの方針



組織一丸となった
取り組みの重要性



身体拘束を必要
としないケアの実現



本人・家族・施設
や事業所等での
共通意識の醸成



常に代替的な方法を
考えることの重要性

2 身体拘束等の適正化について

身体的拘束は、本人の行動を当人以外のものが制限することであり、**当然してはならないこと**です。

※ただし、運営基準上、「利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の**適正な手続きを経た身体的拘束等**は認められています。



緊急やむを得ず実施する場合の守るべき基準

2 身体拘束等の適正化について

《緊急やむを得ない場合の対応》

3つの要件

- ・ 緊急やむを得ない場合の3つの要件を満たすか
(**切迫性・非代替性・一時性**)

緊急やむを得ない場合に 求められる手続き

- ① 本人・家族、本人に関わる関係者・関係機関全員での検討
- ② 3つの要件と照らし合わせた慎重な検討
- ③ 本人や家族に対する詳細な説明
- ④ 3つの要件の再検討及び該当しなくなった場合の解除

記録

その様態や時間
その際の本人の心身の状況
緊急やむを得ないと判断した理由



2 身体拘束等の適正化について

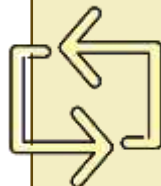


切迫性

- ・本人または他の入所者（利用者）等の**生命または身体が危険**にさらされる可能性が**著しく高いこと**

Check List

- ☒ 身体拘束をしなかったらどんな危険があるか。
- ☒ どんな情報から確認できるのか。
- ☒ 関係機関や医療職の見解は？

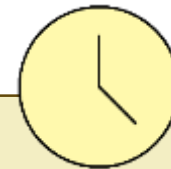


非代替性

- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に**代替する方法がないこと**

Check List

- ☒ 身体拘束を行わずに介護する、すべての方法の可能性を洗い出せているか。
- ☒ 代替方法の洗い出しは複数職員や多職種で実施したか。
- ☒ 代替方法を実際に行った結果を十分に検討できているか。
- ☒ 代替方法は外部有識者や外部機関へ相談したか。



一時性

- ・身体拘束その他の行動制限が**一時的**なものであること

Check List

- ☒ 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い時間を想定したか。（何月何日の何時から何月何日の何時までか。また、1日のうちの何時から何時までか）
- ☒ 判断するにあたり、本人・家族・本人に関わる関係者・関係機関で検討したか。

2 身体拘束等の適正化について

「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たすケースは極めて少ないことを、関係者全体で認識共有してください。



2 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化のために事業所が実施すべきこと

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**の実施

- ・ **3月に1回以上開催**する
- ・ その結果について、介護職員その他**従業者に周知徹底**を図る

身体的拘束等の適正化のための**指針の整備**

身体的拘束等の適正化のための**研修の実施**

- ・ 介護職員その他の従業者に対し、**研修を定期的（年2回＋新規採用時）に実施**すること



3 主な指摘事項について

3 主な指摘事項について

事故報告書

指摘の多い事項

- ・ **利用者がサービス利用中に発生した事故で病院を受診したケースについて、事故報告書を提出していない。**



- ・ 事故後、事業者は、速やかに市町へ電話又はFAXで報告する。(第一報)
- ・ 事故対応の区切りがついたところで、定められた書式を用いて、文書で報告する。

3 主な指摘事項について

事故報告書

提出先	芦屋市役所高齢介護課
提出方法	下記フォームへ事故報告書データをアップロードしてください。 https://logoform.jp/form/pfd9/832920
報告すべき事故	①死亡事故(利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる恐れがあるとき）は、市町へ報告する。） ②事故発生後、利用者または入所者が医師の診察を受け、通院又は入院を要することとなった事故。（送迎、通院等の間の事故も含む。）



3 主な指摘事項について

運営推進会議等

指摘の多い事項

- ・ 運営推進会議の議事録を公表していない。

公表方法例：事業所内の掲示、ホームページへの掲載等



3 主な指摘事項について

運営推進会議等

地域密着型サービス事業者は協議会（運営推進会議等）を設置し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

また、運営推進会議の報告、評価要望、助言等について、記録を残し、その結果を公表しなければなりません。



3 主な指摘事項について

運営推進会議等

必要な開催頻度	対象サービス
2 月に 1 回	・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
6 月に 1 回	・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



3 主な指摘事項について

運営推進会議等

運営推進会議等構成員

- ・利用者
- ・ **利用者の家族**
- ・ 地域住民の代表者
- ・ 市町村職員又は地域包括支援センター職員
- ・ 当該地域密着型サービスの知見を有するもの
- ・ 地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

・ 事業所による

“**利用者の「抱え込み」**”を防止

・ 地域に開かれたサービスにする

⇒ サービスの質の確保を図る



3 主な指摘事項について

運営推進会議等

会議の内容(例)

- ・ 日常のサービス提供内容や提供実績、行事等
- ・ 利用者（登録者）の数、年齢、要介護度等の状況
- ・ 事故やヒヤリハットの報告（発生状況や再発防止策等）
- ・ 利用者の健康管理に係る取組の報告（熱中症や感染症等の予防策）
- ・ 非常災害対策の取組の報告（消防計画、避難訓練の実施状況）
- ・ 地域との連携に関する報告（地域行事への参加、地域住民の事業所行事への参加、防災訓練への相互参加、ボランティアの受入等）



3 主な指摘事項について

運営推進会議等

書面開催の全面廃止について

- ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、運営推進会議等の書面開催の特例は廃止されました。
- ・対面ではない場合、開催したと取り扱うことはできませんのでご注意ください。
- ・感染症が発生した場合も開催時期を調整する等のご対応をお願いします。



3 主な指摘事項について

令和6年度改正内容

指摘の多い事項

- ・業務継続計画や感染症のまん延防止等、虐待防止に関し、**研修・訓練の回数が不足**している。



【参考】必要な研修・訓練・委員会（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

		研修	訓練	委員会
業務継続 計画の策 定等	感染症	年1回以上・ 新規採用時	年1回以上	—
	災害			—
衛生管理等 (感染症のまん延防 止等)		年1回以上・ 新規採用時	年1回以上	6月に1回以上
虐待の防止		年1回以上・ 新規採用時	—	定期的

【参考】必要な研修・訓練・委員会（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、予防専門型通所サービス）

		研修	訓練	委員会
業務継続 計画の策 定等	感染症	年1回以上・ 新規採用時	年1回以上	—
	災害			—
衛生管理等 （感染症のまん延防 止等）		年1回以上・ 新規採用時	年1回以上	6月に1回以上
非常災害対策		随時	定期的 （年2回以上）	—
虐待の防止		年1回以上・ 新規採用時	—	定期的

【参考】必要な研修・訓練・委員会（小規模多機能型居宅介護）

		研修	訓練	委員会
業務継続 計画の策 定等	感染症	年1回以上・ 新規採用時	年1回以上	—
	災害			—
衛生管理等 （感染症のまん延防止等）		年1回以上・ 新規採用時	年1回以上	6月に1回以上
非常災害対策		随時	定期的 （年2回以上）	—
虐待の防止		年1回以上・ 新規採用時	—	定期的
身体的拘束等 （令和7年4月1日より義務化）		年2回以上・ 新規採用時	—	3月に1回以上
利用者の安全並びに介護サービ スの質の確保及び職員の負担軽 減に資する方策を検討するた めの委員会		—	—	定期的 令和9年4月1日 より義務化

【参考】必要な研修・訓練・委員会（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）

		研修	訓練	委員会
業務継続 計画の策 定等	感染症	年2回以上・新規採用時	年2回以上	—
	災害			—
衛生管理等 （感染症のまん延防止等）		年2回以上・ 新規採用時	年2回以上	6月に1回以上
非常災害対策		随時	定期的 （年2回以上）	—
虐待の防止		年2回以上・新規採用時	—	定期的
身体的拘束等		年2回以上・新規採用時	—	3月に1回以上
利用者の安全並びに介護 サービスの質の確保及び職 員の負担軽減に資する方策 を検討するための委員会		—	—	定期的 令和9年4月1日より 義務化

【参考】必要な研修・訓練・委員会（地域密着型介護老人福祉施設）

		研修	訓練	委員会
業務継続計画の策定等	感染症	年2回以上・新規採用時	年2回以上	—
	災害			—
衛生管理等 （感染症のまん延防止等）		年2回以上・新規採用時	年2回以上	3月に1回以上
非常災害対策		随時	定期的 （年2回以上）	—
虐待の防止		年2回以上・新規採用時	—	定期的
身体的拘束等		年2回以上・新規採用時	—	3月に1回以上
事故発生の防止及び発生時の対応		年2回以上・新規採用時	—	定期的
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会		—	—	定期的 令和9年4月1日より義務化

3 主な指摘事項について

通所介護事業所における送迎減算

指摘の多い事項

- ・送迎を実施しない場合の減算を行っていない。

- ・送迎の記録が誤っている事例も見られますので、記録は正確に残し、実態に合わせてご請求ください。
- ・令和6年度報酬改定により、予防専門型通所サービスでも送迎減算が新設されましたので、ご注意ください。



4 電子申請届出システムについて

4 電子申請届出システムについて

令和6年10月から
下記の届出について、紙媒体ではなく
電子申請での受付を開始しました！

- ・ 変更届
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- ・ 指定更新申請
- ・ 新規指定申請
- ・ 事業休止・廃止届
- ・ 再開届



4 電子申請届出システムについて

メリット☆

- ・郵便料かからない！
- ・提出した資料を市役所が確認したかが一目でわかる！
- ・時間問わず提出可能！



芦屋市 介護サービス 電子申請



<https://www.city.ashiya.lg.jp/fukushi/kansashidou/denshishinsei.html>

5 義務化された項目について

5 義務化された項目について

項番	内容	対象サービス	時期
5-1	介護事業者の経営情報報告の義務化について	（居宅療養管理指導・介護予防支援を除く）全サービス	R6～
5-2	重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表の義務化について	全サービス	R7～
5-3	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の義務化	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設	R9～ ※現在は努力義務
5-4	協力医療機関との連携	認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護	R6～

【参考】R6～義務化された項目

内容	対象サービス	時期
感染症対策の強化	全サービス	R6～
委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。		
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	R6～
業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。		
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）	R6～
認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。		
高齢者虐待防止の推進	全サービス	R6～
委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。		
身体的拘束等の適正化の推進	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援	R6～
・小規模多機能型居宅介護：身体的拘束等の適正化のための委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施を義務付け ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護居宅介護支援：緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付け		

【参考】R6～義務化された項目

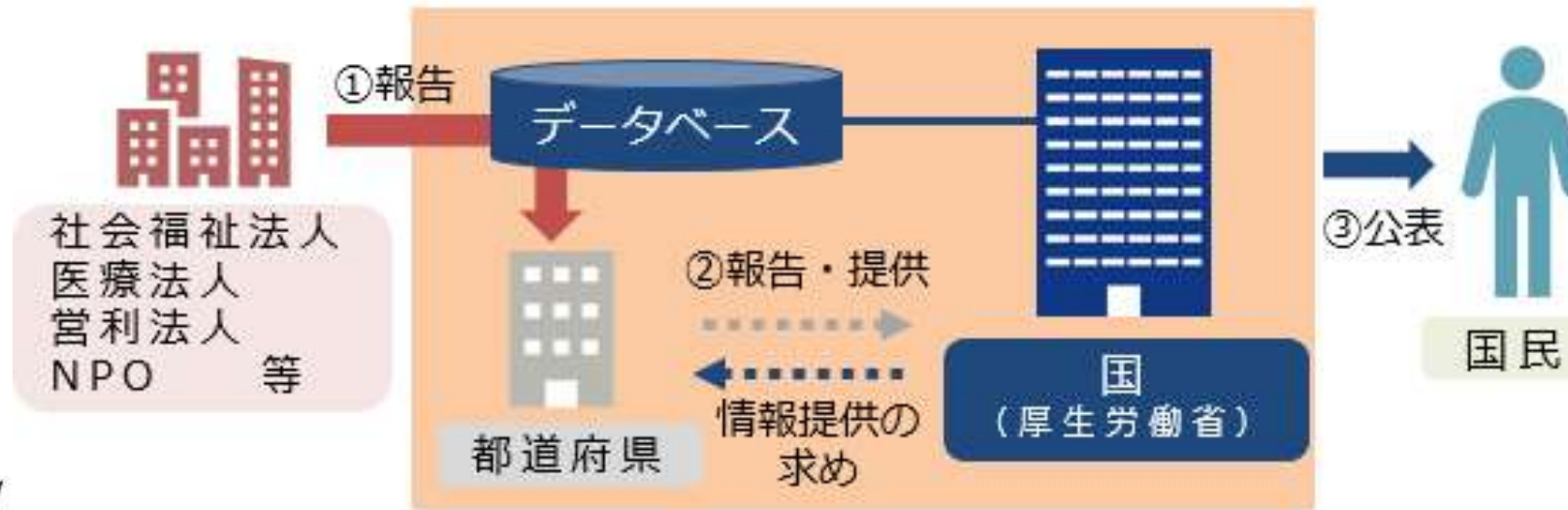
内容	対象サービス	時期
施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	R6～
口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。		
施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	R6～
入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。		
ユニットケア施設管理者研修の努力義務化	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	R6～努力義務
ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。		
緊急時等の対応方法の定期的な見直し	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	R6～
介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととする。		

5-1 介護事業者の経営情報報告の義務化について

介護サービス事業者の経営情報の公表制度概要

介護保険法改正により、令和6年度から原則すべての介護サービス事業者は経営情報等を都道府県知事へ報告することが義務付けられました。

<データベースの運用イメージ>



①介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に
経営情報を都道府県知事に報告。

②都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。

③厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。



5-1 介護事業者の経営情報報告の義務化について

報告の対象となる介護サービス事業者

【芦屋市指定サービス】

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間訪問型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
(養護老人ホームに係るものを除く)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 居宅介護支援

【県指定サービス】

- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス

※以下の場合の対象外です。

- ・ 当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
- ・ 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの



5-1 介護事業者の経営情報報告の義務化について

《報告スケジュール》

（参考１）令和６年度の報告（初年度報告）の流れ

		令和５年度				令和６年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							

（参考２）令和７年度以降の報告の流れ（以下は令和７年度の例）

		令和６年度				令和７年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							

介護保険法第115条の44の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査および分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について（通知）より抜粋



5-1 介護事業者の経営情報報告の義務化について

詳細については、厚生労働省や兵庫県のページ等をご覧ください。

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigokeieiyouhou.html>



介護サービス事業者経営情報の報告



5-2 重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表の義務化について

運営基準省令上、事業所の運営規程等の**重要事項等**について事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表しなければならない。

- ・ウェブサイトとは、具体的には**法人のホームページ等**又は**介護サービス情報公表システム**を指します。
- ・苦情を処理するために講ずる措置の概要についても、併せてウェブサイトに掲載してください。

※令和7年4月1日より義務化



5-3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の義務化

事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における**利用者、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会**を定期的に**開催**しなければならない。

《対象サービス》

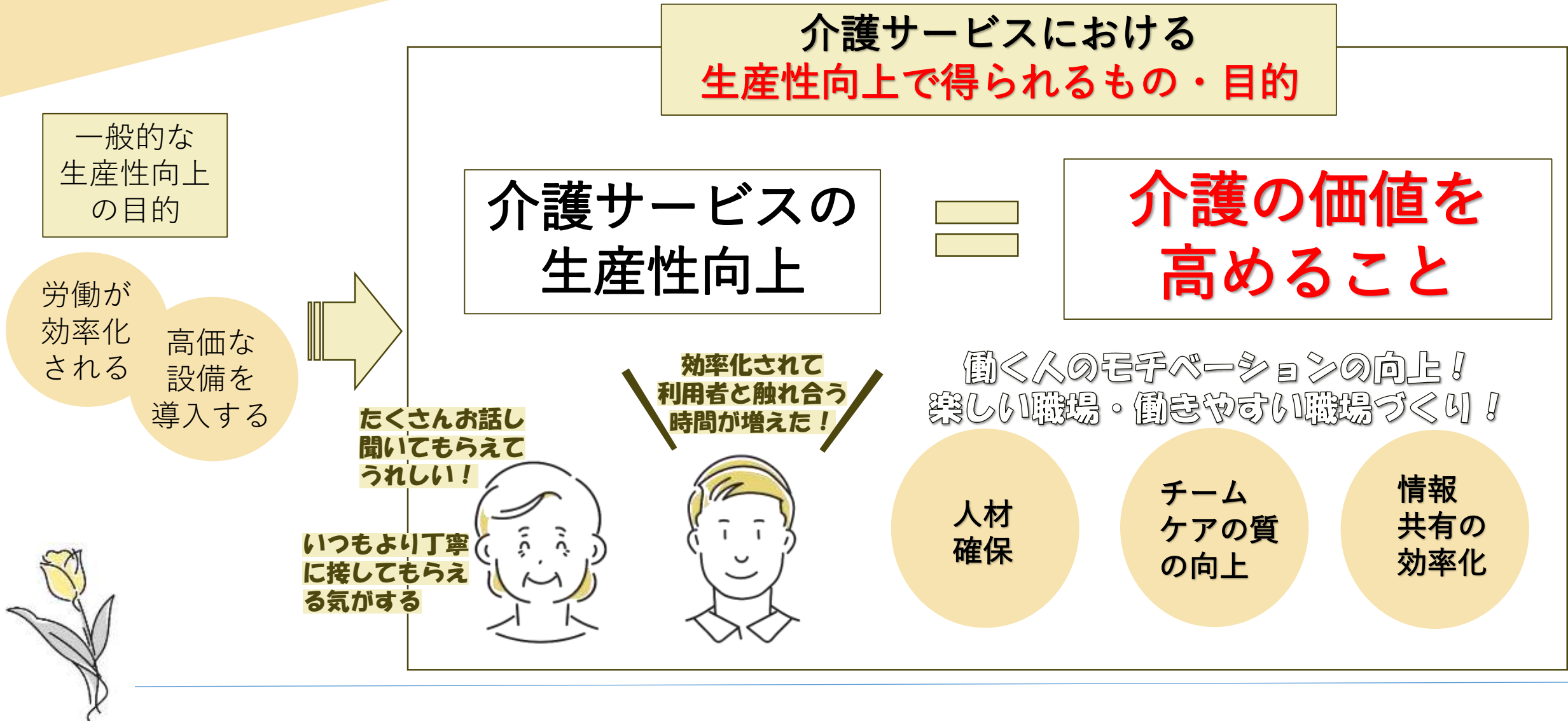
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

※経過措置

当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は努力義務。（令和9年4月1日より義務化）



5-3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の義務化



5-3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の義務化

× 改善事項を見つけないといけない？
大改善じゃないと意味ない？



まずは気軽に！

事業所内で話し合う場（＝委員会）
を設けてみる！

ムリ

キャリアの浅い職員が
いきなり一人で夜勤になる…



バイタルなどの記録を
何度も転記している…

ムダ

介護記録の記載の仕方が職員によって
マチマチで正確に情報共有がなされない…

ムラ



5Sとは・・・

- ▶ 3S(整理・整頓・清掃)の徹底・繰り返しにより、組織の業務プロセスとして習慣化させることが重要。

要素	概要	介護現場における事例
整理	要るものと要らないものをはっきり分けて、要らないものを捨てる	保存年限が超えている書類を捨てる
整頓	三定(定置・定品・定量) 手元化(探す手間を省く)	紙オムツを決まった棚に収納し(定置・定品)、棚には常に5個(定量)あるような状態を維持し、取り出しやすく配置する(手元化)
清掃	すぐ使えるように常に点検する	転倒防止のために常に動線上をきれいにし、水滴などで滑らないようにする
清潔	整理・整頓・清掃(3S)を維持する 清潔と不潔を分ける	3Sが実行できているかチェックリストで確認する 使用済みオムツを素手で触らない
躰	決められたことを、いつも正しく守る習慣をつける	分からないことがあったとき、OJTの仕組みの中でトレーナーに尋ねることや手順書に立ち返る癖をつける

3Mとは・・・

各要素の概要と介護現場における事例

要素	概念図 / 概要	介護現場における事例
ムリ	 設備や人材の心身への過度の負担	 キャリアの浅い職員がいきなり一人で夜勤になる  体重80kgの男性利用者のポータブル移乗を女性の介護職員1人で対応する
ムダ	 省力化できる業務	 利用者を自宅に送った後、忘れ物に気づき、もう一度自宅に届ける  バイタルなどの記録を何度も転記している
ムラ	 人・仕事量の負荷のばらつき	 手順通りに作業する職員と自己流で作業する職員、状態に応じて介助する職員がいる  曜日によって、夕食の食事介助の介護スタッフ数がばらつき、食事対応に差が生じる  介護記録の研修もなく、記載の仕方が職員によってマチマチで正確に情報共有がなされない

5-3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の義務化

【構成員】

- ・ 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種

【開催頻度】

- ・ 開催が形骸化しないよう各事業所の状況を踏まえ、適切な頻度を定める

【委員会における検討事項】

介護分野の生産性向上 ～お知らせ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

介護分野における生産性向上の取組の進め方

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-elearning.html>



5-3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の義務化



主な掲載内容

- ★生産性向上に関する補助金や助成金のこと
- ★フォローアップ支援のお申込み
- ★セミナー情報 など

ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター
<https://hyogo-kaigotech.jp/>



5-4 協力医療機関との連携

対象サービス

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

介護報酬改定に伴い、**1年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等の対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出る**ことが義務付けられました。

提出先	芦屋市役所監査指導課
提出方法	電子申請または郵送
提出書類	(別紙3)協力医療機関に関する届出書
提出時期	年度ごとに、1回以上提出してください。 ※令和6年度中に1度も提出していない事業所は至急ご提出ください。



HP : <https://www.city.ashiya.lg.jp/fukushi/kansashidou/kyouryokuiryokikan.html>

6 注意事項

6 注意事項

業務継続計画未策定減算の概要

1 趣旨

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれか又は両方の**業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**する。

2 対象サービス

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

3 減算額

施設・居住系サービス：（入所者全員）所定単位の **3%** 減算
その他サービス：（利用者全員）所定単位の **1%** 減算



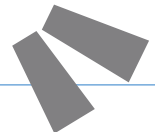
6 注意事項

業務継続計画未策定減算の経過措置

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の作成を行っている場合、**令和7年3月31日**まで減算を適用しない。
- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、上記に関わらず**令和7年3月31日**まで減算を適用しない。



**令和7年4月1日からは経過措置がなくなり
一律に減算が適用される**



6 注意事項

業務継続計画未策定減算の期間

- ・基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌日から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。
- ・減算される起算日は、運営指導等により業務継続計画の未策定等を発見した時点ではなく、**「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算**される。（厚労省Q&A）



例えば、令和7年10月に運営指導で業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年10月からではなく、**令和6年4月から減算の対象**となる。
（経過措置の対象である場合は令和7年4月から）



6 注意事項

BCPを策定している場合 → 「基準型」の届出
BCPを策定していない場合 → 「減算型」の届出

※届出がない場合は、「減算型」となります



業務継続計画未策定減算にかかる届出

提出先	芦屋市役所高齢介護課
対象事業所	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 予防専門型訪問サービス
提出方法	・ 電子申請届出システム（原則） ・ 高齢介護課窓口または郵送
提出書類	・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
提出締切日	令和7年4月15日（火）



6 注意事項

多機能系サービスや施設の短期利用型にも 身体拘束廃止未実施減算の導入

令和6年4月1日から**小規模多機能型居宅介護**、認知症対応型共同生活介護（短期利用のみ）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用のみ）等にも身体的拘束等の適正化に関し、**委員会の実施や指針の整備、研修の実施が義務**付けられた。



**令和7年4月1日からは経過措置がなくなり
一律に身体拘束廃止未実施減算を適用**することとなる。



6 注意事項

身体拘束廃止未実施減算の概要（1）

1 概要

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合に減算を適用する。

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること



6 注意事項

身体拘束廃止未実施減算の概要（2）

2 対象サービス

施設系サービス・居住系サービス・**NEW** 短期入所系サービス・**NEW** 多機能系サービス

3 減算額

施設・居住系サービス : (入所者全員) 所定単位の **10%** 減算
短期入所・多機能系サービス : (利用者全員) 所定単位の **1%** 減算

**緊急やむを得ない場合にも、
3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を
満たし、記録を残す必要があります！**



6 注意事項

身体拘束廃止の措置を講じている場合

→「基準型」の届出

身体拘束廃止の措置を一つでも講じていない場合

→「減算型」の届出

※届出がない場合は、「減算型」となります

身体拘束廃止未実施減算にかかる届出

提出先	芦屋市役所高齢介護課
対象事業所	・（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用含む） ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用のみ） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用のみ）
提出方法	・電子申請届出システム（原則）／窓口または郵送
提出書類	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
提出締切日	令和7年4月15日（火）



その他

◎人員基準や運営基準に関するご相談

監査指導課（0797-38-2125）

◎介護報酬や加算、減算に関するご相談

高齢介護課介護保険事業係（0797-38-2024）

◎身体拘束や虐待に関するご相談

- ・（養介護施設従事者等による虐待の場合）
高齢介護課介護保険事業係（0797-38-2024）
- ・（養護者による虐待の場合）
高齢介護課高齢福祉係（0797-38-2044）



ご清聴ありがとうございました。

イラスト：<https://loosedrawing.com/>

